



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 7 月 2 日

No.IEU_001

実務から見た EU 外国補助金規則と日本企業

執筆者：ブリュッセル弁護士会 B リスト弁護士／ニューヨーク州弁護士* [亀岡 悦子](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士 [須網 隆夫](#)

弁護士 [由布 節子](#)

要旨

EUが数年前に導入した外国補助金規則は、EUで大型のM&Aを行う場合、EU加盟国で政府調達に入札する場合、日本企業にも適用される可能性があり、注意が必要である。特に、規制は、「補助金」というその名称にも係わらず、補助金以外の経済的優遇措置を広く対象とするため、予想に反して適用可能性が生じ、手続き関与の重い負担を負うリスクがある。さらに、現在、行われている中国製風力タービンへの審査のように、届け出がなくても、欧州委員会の職権によって審査が開始されることがある。

1. EU外国補助金規則の背景

規則自体は明示していないが、本規則が、多額の補助金を政府から得ている中国の国営企業を念頭に置いて制定されたことは間違いない。中国などによる補助金を活用した市場戦略や、米国の保護主義的政策に対する国際的な警戒感の高まり、EUの戦略的自律傾向の加速といった国際的な流れの中で、本規則は制度化・執行されていると言える。

経済安全保障の議論が高まる中、多くの国で中核的産業への経済・財政的優遇が行われる傾向にあり、本規則の適用範囲は意外に広がる可能性がある。日本政府も半導体を始め、幾つかの分野で国内事業者積極的に財政支援を行っている。例えば、2024年の税制改正は、産業競争力強化法が認定する事業者が一定種類の製品を生産する場合に、法人税額の特別控除を認める「戦略分野国内生産促進税制」を導入した。特別控除の対象商品は、半導体、電気自動車(ハイブリッドを含む)、鉄鋼(グリーンスチール)、基礎化学品(グリーンケミカル)、燃料(持続可能な航空燃料)であり、日本の重要産業の相当部分に及んでいる。

もっとも、補助金を得ている外国企業からの EU 市場への製品輸出は、アンチ・ダンピング課税・相殺関税で規制できる。そのため、EU 外国補助金規則は、それらの保護貿易措置で規制できない、企業結合(M&A)と公共調達市場への参加を主な規制対象にしている。

2. 競争法の一部としてのEU外国補助金規則

2022 年に制定され、2023 年 1 月から適用されている外国補助金規則は、EU 競争法の一部である国家援助規制を補完することを目的とし、日本企業が EU で大型の M&A を行う場合だけでなく、EU 加盟国の政府調達に入札する場合にも適用される可能性がある¹。欧州委員会は、外国補助金規則が EU 市場の競争力を損なうものではないことを強調し、今後も積極的にその執行に取り組んでいく方針を示している。

EU 競争法は、日本の独占禁止法と異なり、補助金など、加盟国が企業に与える経済上の優遇措置を規制する「国家援助(State Aid)」規制を柱の一つとしている。それは、域内市場における競争が国家援助により歪められることを懸念するからである。加盟国 A が自国の企業に対して多額の補助金を交付し、他方加盟国 B が自国企業に一切補助金を交付していない状況を考えてみよう。EU 市場における競争において、A 国企業が B 国企業との競争において有利となることは明らかである。自国企業への支援のみならず、EU 域外の海外企業の投資誘致を目的とする支援も EU 国家援助規制の対象となりうる。例えば、EU 加盟国地方政府による日本企業への優遇措置も、欧州委員会の審査が必要となることがある。EU 市場は、加盟国間の通商障壁を取り除くことを目的とする単一市場であるが、EU は、市場の一体性と共に、そこでの競争の公平・公正性を常にも守ろうとしている。そのため、EU 運営条約は、一定の条件を満たす国家援助を原則として禁止し、幾つかのタイプの援助だけを認めるという枠組みを定めている(EU 運営条約 107 条)。

さて、EU 加盟国政府ではなく、EU 域外の公的機関が自国企業に多額の補助金を与えている場合にも、EU 市場における EU 企業と当該外国企業との競争は、やはり歪められると考えられる。しかし、国家援助規制の対象は、「EU 加盟国」が与える援助だけであるので、そのような場合には、国家援助規制では審査できない。WTO の補助金協定は、補助金など、締約国が企業に与える財政支援を規制しているが、その対象は輸出補助金に限られている。そのため、外国補助金規則が新たに制定され、規則の要件に該当する企業に、企業結合については欧州委員会への競争総局へ、政府調達については調達当局へ届け出を義務付けている。なお、企業結合取引に関する外国補助金については欧州委員会の競争総局が審査を担当しているが、公共調達に関する外国補助金審査は成長総局が所管している。競争総局は、国家補助規制の分野で培った経験を活かし、効率的に審査を進めている。他方、成長総局は、補助金規制の観点から膨大な情報を精査する経験がまだ浅く、手続き遅滞の恐れがあることから、人員の増強も求められている。

3. 届出外国補助金・資金的貢献の概念

「外国補助金(foreign subsidy)」の概念にも注意が必要である。「補助金」という文言にとらわれてはいけない。そもそも本規則によると、外国補助金とは、第三国が、直接又は間接に事業者に利益を与える「資金的貢献」のうち、一定の条件を満たした支援である(規則 3 条 1 項)。その例として、「資本注入・財産譲渡・債務保証・財政上のインセンティブ、債務免除などの資金又は負債の移転、税額免除・特権の付与、商品又はサービスの供与」などを挙げており(規則 3 条 2 項)、企業に経済的利得を生じるものであれば、およそあらゆる形態の経済援助が「資金的貢献」と判断される。援助は、補

¹ 外国補助金規則の詳細は、亀岡悦子「EU 外国補助金規制と今後の課題」公正取引 880 号(2024 年)60-65 頁を参照されたい。

助金のように積極的に利益を与える場合だけでなく、当該企業の負担を軽減する場合もある。例えば、日本企業が、国内で工場を建設する場合、企業誘致に積極的な地元自治体から工場用地の提供、税制上の優遇など、様々なインセンティブを与えられることがあるが、これらも、本規則の下では外国補助金に該当する。そして、「資金的貢献」の出し手も中央政府に限らず、あらゆる公的機関だけでなく民間企業からの援助であっても、それが状況から公的機関に帰すると判断できる場合は、「資金的貢献」に該当する(規則 3 条 2 項)。

このような広範な「資金的貢献」の概念に基づく「補助金」の定義は、国家援助規制に関するこれまでの解釈を参考にしている。国家援助も、その形態を問わず、加盟国の公的機関が特定の事業者を与える利益と広く定義され、全ての事業者に与えられる援助を除き、国家財政に帰せられる援助は、これに該当するとされてきた。

4. EU外国補助金規則とグループ企業

ところで、本規則の適用対象は、「事業者(undertaking)」と規定されているが(規則 2 条)、その意味には注意しなければならない。本規則は、事業者概念を明確にしていないが、前述のように本規則は EU 競争法の一部であり、EU 競争法の下で発展してきた「事業者」の解釈が参考になると思われる²。ただし、EU 競争法及び国家援助法で用いられる概念が、そのまま本規則において適用されるかはまだ明確でない。

M&A の届け出については、EU にある対象会社の EU 売上高が 5 億ユーロ以上で、かつ当事者のいずれかが、過去 3 年間に 5000 万ユーロ(約 80 億円)以上の財政支援を外国政府から得ていると義務が生じることがあるが、この支援には当該企業への援助だけでなく、経済的に一体化している親会社・他の子会社等、グループ企業が受け取った補助金額が含まれる。M&A の当事者となるヨーロッパ子会社だけなら、80 億円もの援助をもらっていないが、グループ全体を合わせてみると 80 億円を越えていたという事態が生じないか注意が必要である。政府調達に関しても、初めての第二段階審査が行われた審査で審査対象となった中国中車 (CRRC Corporation Limited) の直接または間接の子会社に対して、過去 3 年間に於いて、第三国から供与された資金的貢献についての情報提供が要請されている(なお、第二段階審査後、中国企業は入札を撤回し、手続は終了している)。外国補助金により EU 市場の競争が歪曲されているかの評価に際しても、援助を受けた企業の所有関係・グループ組織など、EU 内で事業を展開する子会社や関連会社との関係が考慮される。

5. 現行EU外国補助金規則の問題点とガイドラインの採択

現行手続きにおけるさまざまな課題を改善するため、欧州委員会は 2026 年 1 月 13 日までに本規則に関するガイドラインを公表する予定である。現在、欧州委員会は、第三者から意見募集を行い、その内容を公表したところである。寄せられた意見の中には中国企業からのものもあり、欧州委員会の審査対象が EU 全域に及び、審査に関わる企業数が多すぎるうえに、明確な審査期限が設けられておらず、審査開始から 1 年が経過してもなお予備審査の段階にとどまっているとして、審査終了の見通しが立たないことへの不満が示されている。

また、複数の企業から、公共調達の入札初期段階での外国企業に求められる財政支援の報告義務について、企業への負担を軽減すべきとの声が上がっている。特に、EU 域内の公共調達への参加機

² 規則・前文 9 項は、規則の適用・解釈は、関連する EU 立法、特に国家援助・合併・政府調達に関する立法に照らして行うべきであるとしている。

会が多い企業からは、最終的に問題がないと判断されるにもかかわらず、要求される情報量が過度であるとして不満が表明されている。

EU 全体を対象とする欧州委員会の外国補助金規制は、必ずしも全加盟国の産業や市民に直接的な利益をもたらすとは限らず、加盟国の間で反発が生じるリスクもある。たとえば、自国産業への外国企業による買収プロジェクトは、コスト削減や効率的な供給をもたらすものであれば、その国ではむしろ歓迎される。また、一見すると問題のないプロジェクトも規制対象となることで、EU への対内投資をためらわせる要因になっているとの指摘もある。

なお、本年 1 月、中華人民共和国商務部（MOFCOM）は、本規則に対する調査の結果を発表し、中国企業を対象とする EU の規制の運用実務が、「中華人民共和国貿易・投資障壁調査規則」に基づく貿易及び投資障壁に該当すると結論づけている。ガイドラインの内容や運用も、このような内外の動向を配慮する可能性がある。

6. 結語

以上のように、本規則の適用範囲はかなり広い。規則発効後、現在までの M&A についての届け出件数は 150 件近く、公共調達手続きについては、宣言書による通知なども合わせると 2,000 件を超えている。その中には、日系企業が当事者として届け出に含まれる事案も含まれている。

大規模な買収取引や入札手続きへの参加の際には、日本企業でも、親会社及び親会社のコントロールの下にある子会社など、グループ全体が、どの程度の経済・財政援助を過去 3 年間に得ているかを検討する必要があることがある。そのため、普段からグループ全体で政府・自治体より得ている援助の額をそれぞれの国毎に集計しておくことが望ましいだろう。最後に、今後の改正状況にも留意することが重要だと思われる。

執筆者

ブリュッセルオフィス

弁護士 [亀岡 悦子](#) (パートナー、ブリュッセル弁護士会(Bリスト)/ニューヨーク州弁護士会)
Email: etsuko.kameoka@aplaw.jp

東京オフィス

弁護士 [須網 隆夫](#) (顧問/コンサルタント、第二東京弁護士会)
Email: takao.suami@aplaw.jp

弁護士 [由布 節子](#) (パートナー、第二東京弁護士会)
Email: setsuko.yufu@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ヨーロッパ/EUプラクティスチーム

Email: ipg_europe_eu@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


福岡提携オフィス | Fukuoka
Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス | New
York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th
Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United
Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpenTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス | Brussels
Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス | Ho Chi
Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
